

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島の北方四島の返還の実現は、国民の長年にわたる悲願である。

しかし、戦後72年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題を解決し平和条約の締結に至るためには、日露両国間における政治対話を促進し、さまざまな分野での交流を拡大して相互理解を深めることが必要不可欠である。

こうした中、平成28年5月の日露首脳会談では北方領土問題について今までの発想にとらわれない新しいアプローチで交渉を精力的に進めていくとの認識が両首脳で共有されるとともに、同年12月の首脳会談では北方領土における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議の開始が平和条約の締結に向けた重要な一步になり得るとの相互理解に達している。

一方、北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられており、一刻も早い領土問題の解決が強く望まれている。

よって、国および政府におかれては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 日露両国間において今日までに達成された諸合意に基づき、早急に北方領土問題を解決し平和条約を締結するための強力な外交交渉を進めること。
- 2 国民世論の結集と高揚、国際世論の喚起および学校現場等における青少年に対する北方領土教育等の充実と強化を図るとともに、内閣総理大臣による北方領土隣接地域からの北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の促進を図ること。
- 3 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。
- 4 北方四島交流事業、北方領土墓参事業および北方四島自由訪問事業の実施団体に対する支援措置を強化するとともに、各事業の円滑な実施を図ること。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あてに意見書を提出しました。



新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

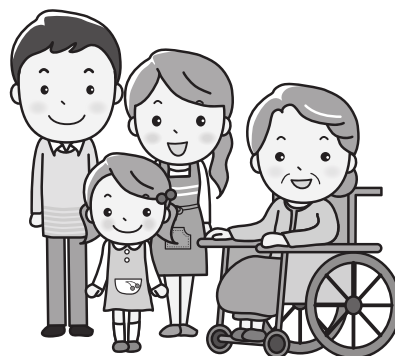
政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正およびその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう求めるものである。

記

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、国土交通大臣あてに意見書を提出しました。



一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急治水対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。



以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、国土交通大臣あてに意見書を提出しました。

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を可決

学校における働き方改革の実施のため、 政府に対し教員定数の抜本増を求める意見書を可決

今日、わが国の教員の勤務実態は看過できない深刻な事態にある。とりわけ、一日平均12時間ちかい長時間過密労働の是正は、教員の命と健康にとっても、子どもの教育にとっても、喫緊の課題となっている。

この問題の解決には、一つには、中央教育審議会などで議論されている教員が負担する業務の思い切った整理・削減が必要である。創意あふれる授業と子どもの生活指導のための時間を確保したうえで、それ以外の業務の整理・削減が、教員らの意見を反映させた形で、進むことを強く期待する。

しかし、問題を根本的に解決するためには、業務を担う教員の増員をはかることが不可欠である。

文部科学省の教員勤務実態調査（平成28年度）によれば、小学校教諭は一日平均4時間25分の授業（主担当・補助の合算）をおこなっている。教員にかかる授業の負担は、「一時間の授業について一時間程度は授業の準備が必要」（平成19年3月20日、政府答弁）という国の基準に照らせば、連日の超過勤務を必然とするものである。さらに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」として国の基準のつくられた昭和33年当時にくらべ、今般の「主体的・対話的な深い学び」の要請は、従来以上の授業準備を教員に求めているといえる。授業や子どもの生活指導は教員以外に担えないものであり、教員の定数増により、教員一人当たりの負担を適正な水準まで引き下げることが必要であり、それなしに、様々な対策を講じても、教員の勤務を基本的に勤務時間内に終わらせることは、不可能であると言わざるをえない。

また、子どもの貧困、いじめや校内暴力の増加、不登校の比率が高止まりで推移していること、外国人の児童生徒の増加、発達障害の児童生徒の増加などの学校教育をとりまく状況の変化は、教員の業務の増大を十分予測させるものである。

最後に、教員の不足については、現在、地方自治体予算で加配という形での補助教員等の設置を行なっている。しかしながら、法律上の定数増が実現できれば、これらの予算を本来配分すべき子どもたちに直接関わる部分で利用することが可能となり、より良い授業へとつながることが想定される。

以上の観点から、政府に対し、以下を強く求めるものである。

記

- 1 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正による教員の定数増

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣あてに意見書を提出しました。

